

## “省エネ適判”対象範囲が拡大されます！〔非住宅 300㎡〕 2021/4/1 施行

改正建築物省エネ法が 2021（令和3）年4月1 日から施行されます。

### ➤ 改正法の概要

- ①省エネ基準適合義務（省エネ適判）対象範囲の拡大  
新築時等における省エネ基準への適合義務の対象を、2000㎡以上の非住宅建築物から **300㎡以上の非住宅建築物**に拡大する。
- ②小規模建築物（住宅含む）の設計者から建築主への説明義務制度の創設  
小規模（床面積合計 300㎡未満・10㎡以下除く）の住宅・建築物の設計を行う際に、建築士が建築主に対して、省エネ基準への適合の可否等を評価・説明することを義務付ける制度を創設する。
- ③地方公共団体の条例による省エネ基準の強化  
地方公共団体が、その地方の自然的社会的条件の特殊性に応じて、省エネ基準のみでは省エネ性能を確保することが困難であると認める場合において、条例で、省エネ基準を強化できることとする。



国交省より改正法の内容を動画にて説明するwebサイトが開設されています。  
対面での説明会は開催されませんので詳細は動画をご覧ください。  
※「講座資料」および「解説図書」もダウンロードできます。

国交省からの  
重要な  
お知らせ

## 改正建築物省エネ法が 令和3年4月に全面施行となります

改正法について学べる  
オンライン講座はじめました

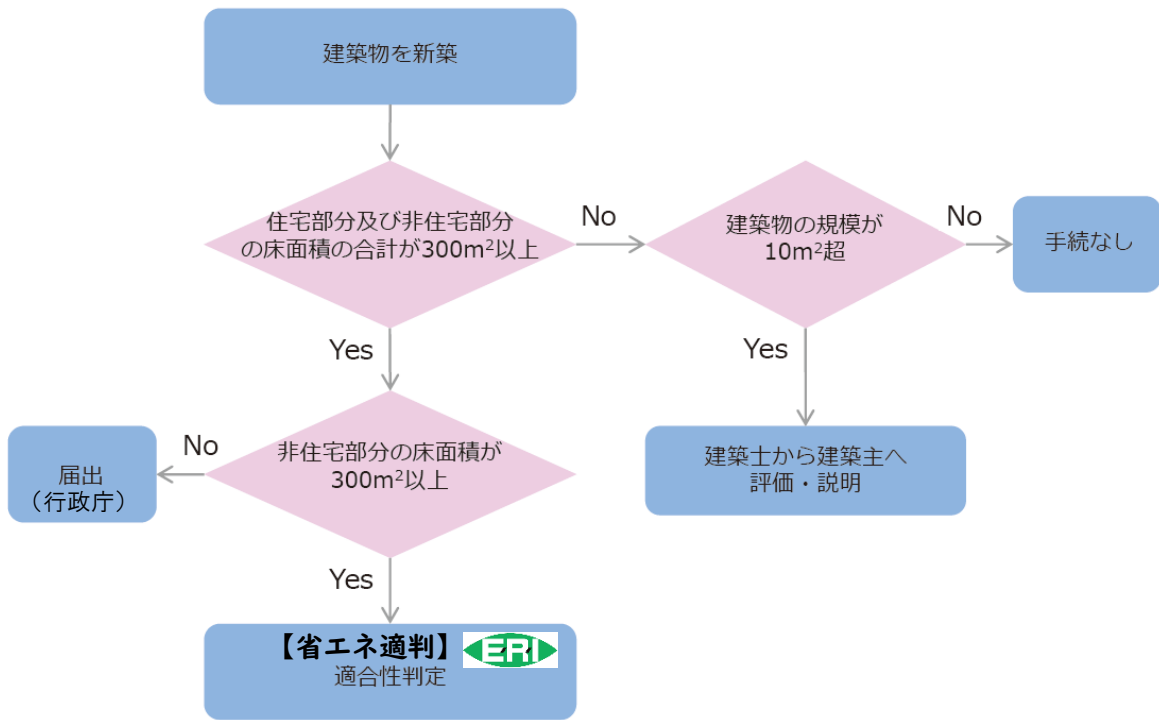


省エネ適判と  
確認申請との関係は  
どうなるんだろう？

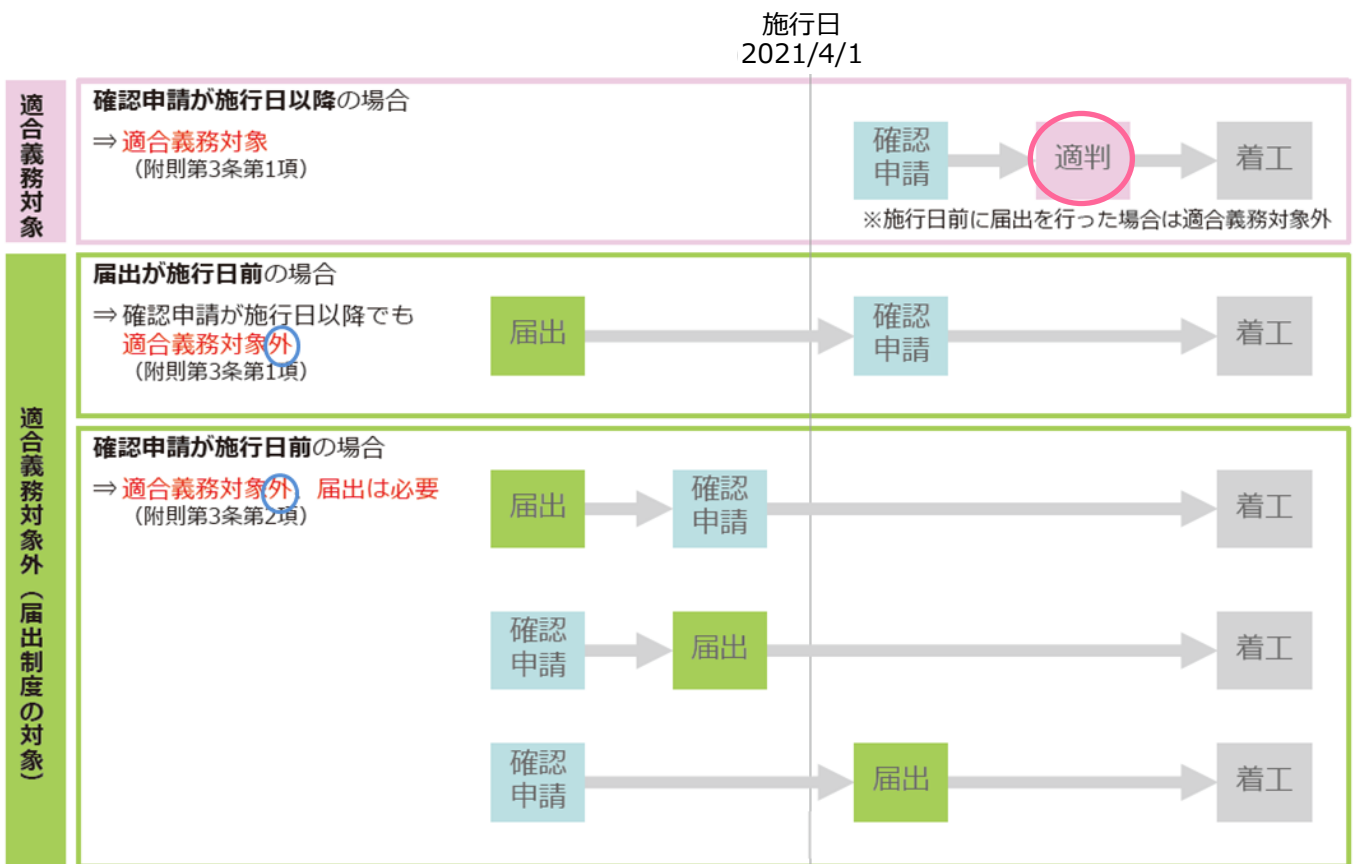


次ページ⇒

省エネ適合義務(適判)・届出義務・説明義務の判定フロー(新築の場合)



施行日(2021/4/1)前後の省エネ適判と確認申請との関係



出典：国土交通省資料



日本 ERI 株式会社

東京都港区赤坂 8-10-24 住友不動産青山ビル南館 3階

〒107-0052 TEL 03-5775-2401

